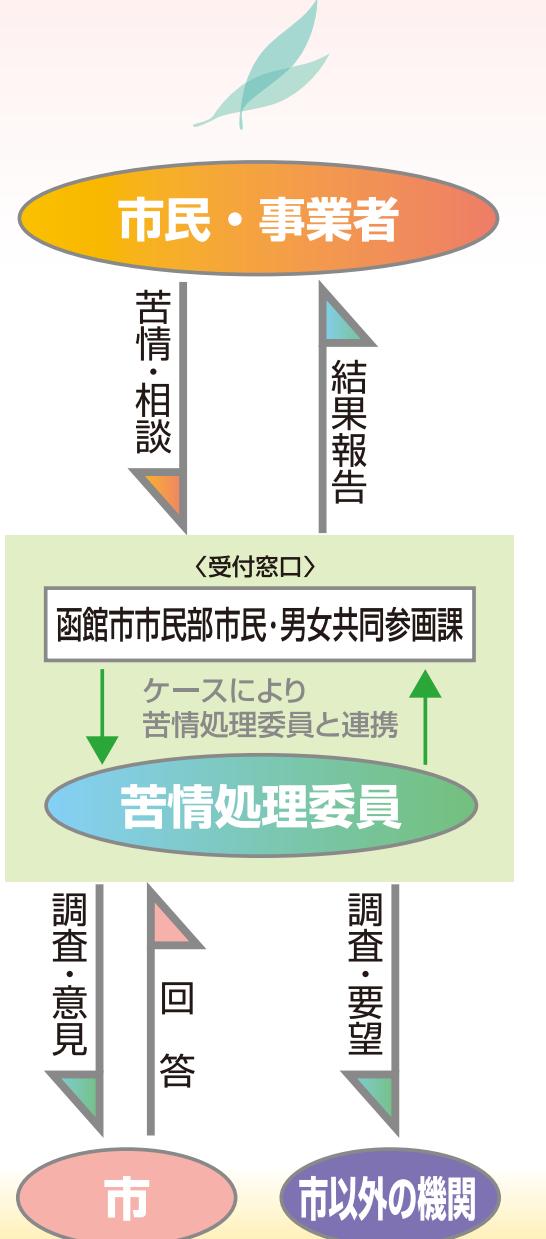


男女共同参画 苦情処理のながれ



ひと ひと
男と女 ともに輝く 豊かなまち

をめざして…

函館市が実施した「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」などの結果からも、男女の権利尊重に関する認識は十分であるとは言えず、また、性別による固定的な役割分担等を反映した制度や慣習等が根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けては、さらなる取り組みが必要であると言われています。

男女共同参画苦情処理制度は、誰もが性別にかかわりなく、個人として尊重され、社会の対等な構成員としてあらゆる分野で輝くことができる、豊かなまちをめざすための施策の一つです。お気軽にご利用ください。

苦情・相談、および制度に関するお問い合わせは、下記の方法により、**市民部市民・男女共同参画課**までご連絡ください。



●電話の場合 **0138-21-3995**

●ファクシミリの場合 **0138-23-7173**

●郵送の場合 〒040-8666 函館市東雲町4番13号

●E-mailの場合 danjokyodo@city.hakodate.hokkaido.jp

※『苦情等申出書』は函館市のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012700702/>

平成26年3月発行

ご利用ください

男女共同参画 苦情処理制度



函館市市民部市民・男女共同参画課

函館市では、平成17年に施行した函館市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画苦情処理制度を設けています。

市の施策等において、男女共同参画の観点から苦情がある場合や性差別などの人権侵害に係る相談について、事情を職員があ聞きして、ケースにより弁護士などの苦情処理委員が対応し、問題の解決にあたります。(費用無料)

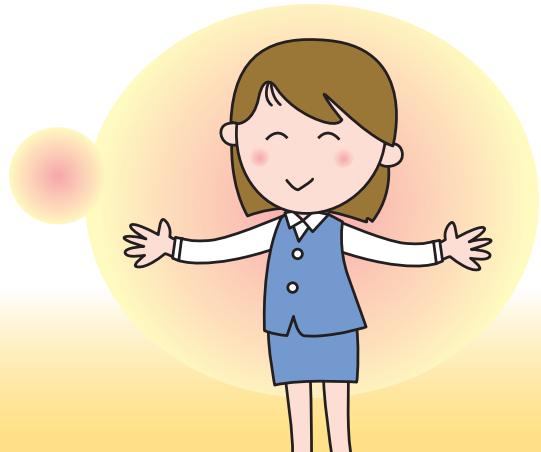


Q どんなことを相談できるの？

A 市が実施する施策等や、性差別など、人権の侵害に係る苦情や相談があてはまります。

Q 誰でも相談できるの？

A 市民や事業者のほか、市内に通勤、通学している方も利用できます。



Q 匿名でいいの？

A 利用できる資格を確認させていただくため、お名前、ご住所等を申出書に記載していただくことになりますが、秘密は守りますのでご安心ください。

Q 男女共同参画苦情処理委員ってどんな人？

A 公正・中立な立場で苦情や相談に適切に対応することができるよう、弁護士など3名の方に委員をお願いしています。

Q 相談にかかる費用は？

A 相談にかかる費用は無料です。

Q 全ての相談が対象になるの？

A 次のような場合には、この制度でお受けすることができません。

★ 裁判所において係争中の事項またはすでに裁判所において判決等のあった事項

★ 行政不服審査法に基づく不服申し立てを行っている事項または不服申し立てに対する裁決もしくは決定を経て確定している事項

★ 雇用機会均等法の規定による援助を求め、または調停の申請を行っている事項

対象になるかどうかよくわからない場合は、一度お問い合わせください。